#### 平成30年度第2回東広島市入札監視委員会会議概要

#### 1 会議名

平成30年度第2回入札監視委員会

2 開催日時・場所

平成30年9月11日(火) 午前10時00分から午前11時35分まで 東広島市役所本館4階 入札室

3 出席委員

横山委員、岩元委員、早川委員、宮本委員、石垣委員

4 出席職員

総務部技術調整監、建設部維持課長、都市部都市整理課長、都市部営繕課長、水道局工務課 長、事務局員

- 5 会議の概要
  - (1) 東広島市の入札契約制度の改正について 事務局から東広島市の入札契約制度の改正について説明を行った。
  - (2) 入札及び契約手続に係る運用状況の報告について 次の事項について、事務局から説明を行った。
    - ア 入札方式別発注工事の状況
    - イ 指名除外措置の運用状況
  - (3) 検証対象工事の検証について

次の検証対象工事について、入札参加資格要件、工事概要等を事務局及び施工担当課から説明を行った。

- ア 平成29年度 道路維持修繕事業 松崎学校線道路修繕工事
- イ 美術館建設事業 (仮称) 東広島市立美術館新築工事(建築)
- ウ 平成30年度 街路整備事業 西条中央巡回線(寺家工区)橋梁下部工及び雨水 管渠工事
- エ 平成30年度 道路維持修繕事業 上三永里道ほか道路修繕工事
- 才 平成30年度 配水管整備事業 入野 (元兼) 地区配水管布設工事
- (4) その他
  - ア 次回委員会の開催について

平成30年度第3回委員会の開催は平成30年11月の予定とし、後日調整を行うことで決定した。

イ 次回の検証工事抽出委員について

抽出委員は配布した名簿の順とし、次回の抽出は宮本委員が行うことで決定した。

#### 6 発言の内容

(1) 東広島市の入札契約制度の改正について

発言者	内容
委員	建設業者等指名除外基準要綱について、災害時における応急工事等で緊急を要するときは、指名除外期間中の有資格業者を随意契約の相手方として選定をすることができるよう改正を行い、すでに当該条項を適用して災害復旧業務に関し、指名除外期間中の有資格業者と随意契約を2件締結したということですが、当該2者を随意契約の相手方として選定した理由を教えて下さい。
事務局	1 者目については、平成 30 年 7 月豪雨において河川が閉塞し、下流の家屋に二次災害発生の危険性があったため、土砂や立木を至急撤去しなければならないという状況でした。至急対応可能な業者を探したところ、同者が近隣で施工をしており早急な対応が可能であったため随意契約の相手方としたものです。 2 者目については、平成 30 年 7 月豪雨の災害査定設計業務で、これから国の災害査定を受けて順次工事に移っていく中で、国の査定を受けるための設計書の作成を短い期間の中で実施する必要があったため、同者を随意契約の相手方としたものです。 指名除外期間中の業者は随意契約の相手方としないのが原則ですが、いずれも今回の豪雨災害で二次災害の発生等を防止していく必要があり、やむを得ず適用させていただいたという状況でございます。
委員	それぞれの、指名除外期間と指名除外の理由を教えて下さい。
事務局	1者目については、指名除外期間が平成30年4月19日から平成30年10月18日までの6か月間で、措置要件は「独占禁止法違反行為」です。 2者目については、指名除外期間が平成30年8月1日から平成30年8月14日までの2週間で、措置要件は「応札要件の錯誤」です。

## (2) 入札及び契約手続に係る運用状況の報告について

発言者	内容
委員	今回の豪雨災害によって、緊急を要する工事や業務を優先するということ になれば、豪雨災害前から実施している工事や業務の完了時期や、元々計画 していた入札等に影響が出てきますか。
事務局	影響はありますが、その案件ごとに先に繰り延べても問題ないものは繰り 延べるようにしております。ただ、例えば福祉関連ですとか学校関連で、ど うしても供用開始が決まっているものや、補助金の関係で今年度中に実施し なければ、財政的に不利益になるようなものは、優先度が高いので、それぞ れの部局が判断・調整をしています。

#### (3) 検証対象工事の検証について

## ア 平成29年度 道路維持修繕事業 松崎学校線道路修繕工事

発言者	内容
委員	応札者9者の入札金額が、予定価格付近が2者、最低制限価格未満が7者と2 グループにはっきり分かれていますが、原因はありますか。
事務局	比較的工事の発注件数が少ない年度当初の発注で、受注意欲の強い時期であったためと想定されます。そういった中でランダム係数が高目になると、本案件のような結果になるのではないかと思います。 ランダム係数につきましては、以前から本委員会で御指摘いただいており、本市としての課題の一つが、ここで顕著に出たのではないかと考えております。
委員	本件のランダム係数は高目に出ているのですか。
事務局	極端に高いというわけではなかったですが、低くもなかったです。
委員	年度当初の発注について、何か対策ができたらいいですね。
事務局	はい。契約課でも議論はしていますが、一方で最低価格制限制度はダンピング防止に関する制度ですので、そことの兼ね合いが難しいところです。

# イ 美術館建設事業 (仮称) 東広島市立美術館新築工事(建築)

発言者	内容
委員	本件は、請負対象設計金額が5億円以上の建築一式工事で、特定建設工事共同企業体発注対象案件のため、2者で構成されるJVと単体企業が参加できる設定となっていますが、単体企業の参加を認めないとすることはできるのですか。
事務局	単体企業の参加を認めないとすることはできます。しかし、建築一式工事の特定建設工事共同企業体発注案件は不調傾向が続いた経緯があり、本件については単体企業も参加できる設定としております。
委員	応札が少ない状況があるので単体企業の参加も認めるということでしたが、具体的な状況・基準を教えて下さい。
事務局	経緯としては、平成 26 年度発注の八本松小学校の校舎増改築工事が入札 不調となり、その後の学校のスケジュールに大きく影響を及ぼしたというこ とがございました。それ以降、建築一式工事の特定建設工事共同企業体発注 案件については、入札不調対策としてJVと単体企業の両方が参加できる混 合入札での発注を行っております。

## ウ 平成30年度 街路整備事業 西条中央巡回線 (寺家工区) 橋梁下部工及び雨水管渠工事

発言者	内容
	1.4.0
委員	本件の対岸部分の橋梁下部工事は、施工時に技術力が求められるというこ
	とで、総合評価落札方式で発注しましたが、本件は対岸の橋梁下部工事と異
	なり、技術力を要しない工事だったのでしょうか。
事務局	昨年度発注の右岸側の橋梁下部工事と、今回発注の左岸側の橋梁下部工事
	は、ほぼ同様の内容です。
	ご指摘のとおり、昨年度発注の右岸側の橋梁下部工事は総合評価落札方式
	の対象工事として発注しましたが、本件は総合評価落札方式として発注して
	おりません。
	本件は都合により総合評価落札方式の対象工事として発注しなかったとい
	う状況です。
	71\1\1\chi\2\chi\3
<del>术</del> 旦	マウケをおめの座田本本社入類が約1座6 000天田 し、間もがもフ畑中た教
委員	予定価格が約2億円で落札金額が約1億6,000万円と、開きがある理由を教
	えて下さい。
事務局	本件が低入札価格調査制度適用工事であるためです。
	低入札価格調査制度適用工事では調査基準価格を設定し、入札金額がこれ
	を下回った場合「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」に基づいて低
	入札価格調査を実施します。具体的には、要領の低入札価格調査表にある基
	準に照らし合わせて、品質管理や適正な施工に必要な費用が計上されている
	か総合的に判断していきます。
	本件は、客観的判断基準の聞き取り調査基準に基づき、施工の安全性や品
	質の部分で問題ないと判断ができたことから、契約の相手方とさせていただ
	きました。
委員	   予定価格が約2億円で落札金額が約1億6,000万円となると、差があり過ぎ
安貝	
	ると感じます。予定価格そのものに何か問題があったということはないです
	か。
事務局	予定価格自体は、公共工事積算基準に基づいて積算した価格です。

## エ 平成30年度 道路維持修繕事業 上三永里道ほか道路修繕工事

発言者	内容
事務局	あらかじめ申し上げますと、本件は最低制限価格未満の入札者が多いということで選定いただいておりますが、やはりランダム係数の影響を受けている案件でございます。
委員	落札者と無効入札者との入札金額の差が10万円ぐらいありますね。

# 才 平成30年度 配水管整備事業 入野(元兼)地区配水管布設工事

発言者	内容
委員	随意契約とされた理由を教えてください。
事務局	給水申請がなされたときに前面道路に水道管の布設がされていない場合、 通常は給水申請者が個人で給水管を布設しますが、給水管の布設ルートが東 広島市水道事業計画のルート上にある場合や維持管理の面で有効である場合 などは「給水管の布設に伴う配水管の整備に関する事務取扱規程」に基づ き、市が配水管の整備として施工をしております。 本件は給水時期が8月末であったことから、早急に水が必要ということで したので、随意契約をさせていただいた次第です。